

## ●代理交付が可能となるやむを得ない理由●

以下の理由に該当する場合に代理交付が可能となります。ただし、代理権を確認する書類やご本人の来庁が困難である理由を証明する書類の提出が必要な場合があります。

対象者	代理権を確認する書類	来れないことを証明する書類
成年被後見人、被保佐人、被補助人	登記事項証明書※1	代理権を確認する書類（登記事項証明書）
未就学児、小学生、中学生	戸籍謄本※1など ※親権者と同一世帯 および同一戸籍の場 合は、持参不要	本人確認書類（学生証、健康保険証など）
75歳以上の高齢者	交付決定通知（ハガキ） ※記入方法 要確認	本人確認書類（健康保険証、介護保険証など）
長期入院者	〃	診断書、入院診療計画書、領収書、または 診療明細書など
障がい者	〃	障がい者手帳、障害福祉サービス受給者証、または 自立支援医療受給者証
施設入居者	〃	入所証明書類、または 施設長が作成する顔写真証明書
要介護・要支援認定者	〃	介護保険被保険者証、認定結果通知書、または ケアマネジャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書
妊婦	〃	母子健康手帳、妊婦健診を受診したことが確認出来る領収書、または 受診券
海外留学	〃	査証のコピー、または 留学先の学生証のコピー
高校生・高専生	〃	学生証、または 在学証明書
ひきこもり状態にある者、心の問題など何らかの理由で自宅にいる者	〃	公的サービス等の従事者が作成する書類

※1 登記事項証明書および戸籍謄本は発行から3カ月以内のものに限ります。

### 【注意】

- ・仕事が忙しいなどの理由による代理人へのマイナンバーカード交付は行えまませんのでご了承ください。平日に来庁が困難な場合は、休日開庁日に予約をいただき来庁くださいますようお願いいたします。
- ・上記以外の理由により本人が受け取りに来れない場合については別途お問い合わせください。

【マイナンバーカード受取予約センター TEL:098-988-1032（平日8:30-17:15）】